

柏行審第27号  
平成30年7月17日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開  
・個人情報保護審議会  
会長 神谷敦宏

### 審査請求に対する答申について

平成28年7月28日付け柏総人第251号及び平成28年7月28日付け柏総人第252号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った平成28年5月19日付け柏総行第136号の公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）については、決定の一部を取り消し、別表2のとおり判断し、その他については妥当である。

#### 2 審査請求に至る経過

(1) 開示請求者は、実施機関に対し、平成28年4月4日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

「柏市立中学校重大事態に係る調査報告について（報告）」

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 「柏市立中学校重大事態に係る調査報告について（報告）」（以下「文書1」という。）

イ 「柏市立中学校重大事態に係る調査について（報告）」（以下「文書2」という。）

ウ 「柏市立中学校重大事態調査報告書」（以下「文書3」とい

う。)

- (3) 実施機関は、本件公文書について、関係機関等の意見聴取及び関係機関等との調整に時間を要するため、請求に対する決定を15日以内に行うことができないとして、条例第11条第2項の規定により、開示するかどうかを決定する期間を平成28年5月18日まで延長し、開示請求者に対し平成28年4月15日付けで開示決定等期間の延長を通知した。
- (4) 実施機関は、本件公文書に条例第7条第2号本文、第4号、第5号又は第6号イ若しくはエに該当する不開示情報（別表1）が記録されていると判断し、開示請求者に対し、条例第10条第1項の規定により、平成28年5月19日付け柏総行第136号文書で本件処分を通知した。
- (5) 実施機関は、前号の通知に併せて利害関係人に対し、条例第14条第3項の規定により、平成28年5月19日付け柏総行第136号-2文書で本件処分を通知した。
- (6) 利害関係人（以下「審査請求人A」という。）は、本件公文書の部分開示決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成28年5月26日付けで実施機関に対し、審査請求をした。
- (7) 開示請求者（以下「審査請求人B」という。）も、本件公文書の部分開示決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、平成28年6月1日付けで実施機関に対し、審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨等

#### (1) 審査請求の趣旨

##### ア 審査請求人Aによる審査請求

本件処分を変更し、本件公文書の全部を開示しないとする処分を求める。

##### イ 審査請求人Bによる審査請求

本件処分を変更し、本件公文書のうち個人情報以外の全部を開示するとする処分を求める。

#### (2) 審査請求の理由

各審査請求人が審査請求書で主張する理由は、次のとおりで

ある。

ア 審査請求人 A

公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす。

イ 審査請求人 B

真実を知るために、個人情報以外の開示を求める。

(3) 審査請求の併合

本件処分について、各審査請求人から審査請求がなされたが、同一の公文書に係るものであることから、審議の円滑化を図るために、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（平成16年柏市規則第53号）第3条第1項の規定により、これらの審査請求を併合することとした。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

(1) 不開示にする部分について

ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 事件が特定され、関係者の平穏な社会生活の維持に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 本市の機関等が行う事務であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれ若しくは特定の者に不当に不利益を及ぼし、又は当該事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

(ア) 文書1については、柏市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が柏市立中学校で発生した重大事態に係る調査結果を実施機関に報告した際の概要を記録した文書である。

(イ) 文書 2 については、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項の規定により教育委員会が行った当該重大事態に係る調査の結果を実施機関に報告した文書である。

(ウ) 文書 3 については、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定により教育委員会が行った調査の結果をまとめた報告書である。

#### イ 実施機関による処分

本件公文書のうち、実施機関が不開示とした部分の概要及び該当条項については、別表 1 のとおりである。

審査請求人 A は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすとして全て不開示とするべきだと主張し、審査請求人 B は本件公文書のうち、個人情報以外は開示とするべきであると主張しているので、実施機関の判断の妥当性について以下検討する。

### (2) 条例第 7 条第 2 号の該当性について

#### ア 条例の趣旨

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として不開示とする旨を定めている。

#### イ 該当性の検討

##### (ア) 文書 1 について

###### a 「事案発生年月」の部分

当該情報単独で個人を識別することはできないが、インターネットの記事や新聞報道等、一般の人が入手し得る他の情報と照合することにより、事件が特定される可能性があり、ひいては特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

b 「個人特定情報」の部分

1 / 2 頁目の情報のみでは個人を特定することができるものではないが、当該情報を実施機関が開示とした部分を含めて一体としてみた場合、その前後から当該事案の関係者の機微に触れる情報であることが認められる。よって、これらを開示することによって当該事案の関係者に精神的苦痛を与えるおそれがあると認められ、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。しかし、2 / 2 頁目の情報については、その内容から対象者という程度の記述であるため、特定の個人を表した記述ではないことから、条例第7条第2号本文には該当しない。

c 「当該生徒の状況」及び「相手方との協議経過」の部分

これらの記述のみでは、特定の個人を識別することはできないが、報告日時点での状況や相手方との協議の状況が詳細に記載されており、個人のプライバシーに関わる情報であると認められる。

そのため、当該情報を開示することによって、当該生徒やその家族に事案を思い起こさせ、精神的苦痛を与えるおそれがあり、当該生徒及び相手方の権利利益を著しく侵害するおそれがあると認めることができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

(イ) 文書2について

a 「事案発生年月」の部分

(ア) a で述べたとおり、条例第7条第2号本文に該当する。

b 「事案の内容及び原因」、「いじめのあった期間及び場面」、「当該生徒の感情」及び「いじめの内容」の部分

これらの記述のみでは、個人を特定し得る情報が記載されているわけではないが、当該事案やいじめの内容等の具体的な記載があり、当該情報を開示することによっ

て、当該生徒やその家族に事案を思い起こさせ、精神的苦痛を与えるおそれがあり、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあると認めることができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ただし、実施機関が不開示にした部分で、事案の原因の分析結果が記載されている箇所があると認められた。これらは、教育委員会が行った調査の結果をもとに導いたものであるため、当該情報を開示したとしても、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第2号本文には該当しない。

c 「学校の対応」の部分

これらは、当該事案やいじめに対する教育委員会が行った対応に係る情報であるため、当該情報を開示したとしても、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第2号本文には該当しない。

(ウ) 文書3について

a 「当該生徒の学年」、 「性別」、 「年齢」及び「所属部」の部分

当該情報に含まれるいくつかの記述が組み合わさることにより、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

b 「事案発生年月日及び曜日」、 「調査員会設置年月日」、 「検証委員会設置年月日」、 「検証委員会答申年月日」、 「学校の学級数、生徒数及び職員数」、 「校長等の年齢及び経験年数」、 「事案発生当日の経過に係る年月日、時刻及び曜日」、 「調査日」及び「アンケートの実施時期等」の部分

当該情報単独で個人を識別することはできないが、インターネットの記事や新聞報道等、一般の人が入手し得る他の情報と照合することにより、事件や学校が特定される可能性があり、ひいては特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ただし、事案発生年月日及び曜日欄のうち、教育委員会が実施機関へ報告した年月日及び曜日は、教育委員会の事務の遂行に係る情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当しない。

- c 「事案の発生場所及び内容」、「事案の内容及び対応経過」、「経過日ごとの調査内容」、「対象」、「調査項目」、「調査対象事案」、「いじめのあった期間及び場面」、「いじめの内容」、「アンケート回答内容」、「判明した状況」、「当該生徒の感情」及び「いじめ等の事案」の部分

これらは、当該事案やいじめ等に関わる具体的な内容が記載されており、これは被害者及び加害者の機微に触れるものであるため、この情報を開示することによって、当該生徒やその家族に事案を思い起こさせ、精神的苦痛を与えるおそれがあり、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ただし、対応経過や調査内容の中に、学校の対応に係る情報が記載されている箇所があると認められた。これらについては、前記（イ）cで述べたとおり、開示したとしても、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第2号本文には該当しない。

また、調査項目のうち、いじめに関する一般的な質問事項であると見受けられる項目については、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するとはいえないため、条例第7条第2号本文に該当しない。

さらに、8頁のアンケートの回答内容のうち、アンケートの項目については、教育委員会がどのように調査をしたかということ、ひいては学校の対応につながるものであると考えられることから、当該情報を開示したとしても、当該生徒等の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第2号本文には該当しない。

d 「事案ごとの学校の対応」の部分

前記（イ）cで述べたとおり，これらは当該事案やいじめに対する教育委員会が行った対応に係る情報であり，当該情報を開示したとしても，当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず，条例第7条第2号本文には該当しない。

e 「個人特定情報」の部分

まず，1頁，6頁及び9頁の情報は，個人を識別することができないよう加工した記載の仕方であるため，特定の個人を識別することができるとはいえず，条例第7条第2号本文には該当しない。

次に，2頁及び7頁の情報は，当該情報に含まれるいくつかの記述が組み合わさることで，特定の個人を識別することができるため，条例第7条第2号本文に該当する。

次に，8頁の情報は，個人を識別できないよう加工されていること，さらに，調査の方法が記載されている程度であるため，当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず，条例第7条第2号本文には該当しない。

最後に，13頁の情報は，個人を識別できないよう加工した情報であること，また，学校の対応に係る内容であるため，当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず，条例第7条第2号本文には該当しない。

f 別表一覧表（学年・時期，事案No，調査方法等，調査結果（いじめの認否），学校の対応及び教員の認識の各内容）

当該一覧表は，いじめの事案ごとの具体的な内容やそれに対応する学校の対応等を一覧として詳細にまとめたものである。表中の学校の対応の部分に関しては，前記（イ）cで述べたとおり，教育委員会が行った対応に係る情報であるため，当該情報を開示したとしても，当該



生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第2号本文には該当しない。

しかしながら、これらを開示することによって、いじめの事案件数を読み取ることが容易にできてしまうことを確認した。事案件数は、いじめの内容に関する情報と同様に、個人のプライバシーに関するものであると認めることができる。そのため、当該情報を開示することによって、当該生徒やその家族に事案を思い起こさせ、精神的苦痛を与えるおそれがあり、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、審議会において、当該一覧表を見分したところ、「場面」の項目についても、他の項目と同様マスキングしていることが認められるが、本件処分に係る部分開示決定においては、不開示にされていないものと認められ、本件処分により開示されたものと解するほかはないことから、改めて判断する。

当該項目は、こういった場面でいじめが起きていたかが記載されており、いじめの内容に関する情報であるため、個人のプライバシーに関わる情報であると認められる。そのため、当該情報を開示することによって、当該生徒やその家族に事案を思い起こさせ、精神的苦痛を与えるおそれがあり、当該生徒等の権利利益を著しく侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。

### (3) 条例第7条第4号の該当性について

#### ア 条例の趣旨

条例第7条第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」については、不開示とする旨を定めている。

#### イ 該当性の検討

本件公文書は、(1)ア(ア)で述べたとおり、重大事態に

係る調査報告書とその結果を実施機関に報告したものと及びその概要であり，これらには，特定の個人に係る具体的な事案やその事案に対する学校の対応等が詳細に記載されている。そもそも，条例第7条第4号の規定は，犯罪の危害等から保護し，不特定多数の者の社会の安全と秩序を維持するためのものであり，特定の個人のプライバシーや平穏な生活の保護を目的としたものではない。

よって，本件公文書について，不開示とした情報は条例第7条第4号に該当しない。

(4) 条例第7条第5号の該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第5号は，「本市の機関並びに国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの」については，不開示とする旨を定めている。

イ 該当性の検討

文書1及び文書3は，(1)ア(ア)で述べたとおり，教育委員会が，重大事態に係る調査の報告をするために一定の結論をまとめた文書とその結果を実施機関へ報告したことの概要をまとめた文書であり，行政機関としての意思決定が行われたものと認められる。そのため，これらの情報について行政機関としての意思決定が行われた後は，一般的には，当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから，実施機関が不開示とした情報は条例第7条第5号に該当しない。

(5) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第6号は，「本市の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている公文書については、不開示とする旨を定めている。

そして、「次に掲げるおそれ」として、以下（ア）から（オ）までを掲げている。

(ア) 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

(イ) 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，本市，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(ウ) 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(エ) 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(オ) 本市，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

上記（ア）から（オ）までに掲げているものは，典型的なものであって，これらに限定されるものではない。「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当するときは，不開示となるものである。

この場合，「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては，「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること，また，「おそれ」の程度も単なる抽象的かつ確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

#### イ 該当性の検討

実施機関は，本件公文書について，本市が行う事務であって，公にすることにより，当該事務の適正かつ円滑な遂行に

支障を及ぼすとして、条例第7条第6号イ若しくはエに該当すると主張する。

そこで、条例第7条第6号イ若しくはエの該当性について、検討する。

(ア) まず、条例第7条第6号イの該当性について、本件公文書は、(1)ア(ア)で述べたとおり、当該事案の内容、いじめの具体的な内容及び教育委員会の対応に関する事等が記載されているものであり、その内容は、契約に関する価格交渉や争訟等の具体的な対処方針等の情報でないことは明らかである。そのため、ア(イ)で述べたおそれに該当するとはいえず、市の対応を公開したとしても、争訟等の関係において、柏市の地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

(イ) 次に、条例第7条第6号エの該当性について、本件公文書は、(1)ア(ア)で述べたとおり、重大事態に関する調査報告書であり、具体的な人事評価の基準や人事異動等の人事構想に関する情報でないことは明らかであり、ア(エ)で述べたおそれに該当するとはいえず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件公文書は、条例第7条第6号イ若しくはエに該当しない。

#### (6) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

### 6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表3のとおりである。

別表1

対象 公文書名	開示をしない部分の概要	該当条項
文書1	・ 事案発生年月 ・ 個人特定情報	第7条第2号本文又は第4号

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者への説明項目</li> </ul>	第7条第5号又は第6号イ若しくはエ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該生徒の状況</li> </ul>	第7条第2号本文又は第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手方との協議経過</li> </ul>	第7条第2号本文又は第6号イ
文書2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生年月</li> </ul>	第7条第2号本文，第4号又は第6号イ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案の内容及び原因</li> <li>・ いじめのあった期間及び場面</li> <li>・ 当該生徒の感情</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの内容及び学校の対応</li> <li>・ いじめのあった期間及び場面</li> </ul>	
文書3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定情報</li> </ul>	第7条第2号本文又は第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生年月日</li> <li>・ 当該生徒の学年及び性別</li> <li>・ 個人特定情報</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生場所及び内容</li> <li>・ 調査員会設置年月日</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証委員会設置年月日</li> <li>・ 検証委員会答申年月日</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の学級数，生徒数及び職員数</li> <li>・ 校長等の年齢及び経験年数</li> <li>・ 当該生徒の学年，年齢及び所属部</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生当日の経過に係る年月日，時刻及び曜日</li> <li>・ 事案の内容及び対応経過</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事案発生年月日及び曜日</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過日ごとの調査内容</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定情報</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査日，対象及び調査項目</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象事案，調査日及び対象</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査日及び個人特定情報</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定情報</li> <li>・ 調査日</li> <li>・ アンケートの実施時期等</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめのあった期間及び場面</li> <li>・ いじめの内容</li> <li>・ アンケートの回答内容</li> <li>・ 個人特定情報</li> <li>・ いじめのあった期間及び場面</li> <li>・ いじめの内容及び判明した状況</li> <li>・ 当該生徒の感情</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ等の事案及び事案ごとの学校の対応</li> <li>・ 当該生徒の感情</li> </ul>	第7条第2号本文，第4号，第5号又は第6号イ若しくはエ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめのあった期間及び場面</li> <li>・ 当該生徒の感情</li> <li>・ 事案の内容及び学校の対応</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定情報</li> </ul>	第7条第2号本文又は第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案に対する学校の対応</li> </ul>	第7条第5号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定情報</li> </ul>	第7条第2号本文又は第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年・時期，事案 No，調査方法等，調査結果（いじめの認否），</li> </ul>	第7条第2号本文，第4号，第

	学校の対応及び教員の認識の各内容	5号又は第6号 イ若しくはエ
--	------------------	-------------------

別表 2

対象 公文書名	頁数	該当箇所	審議会 判断
文書 1	1 / 2	5 議会への報告等のうち、(2)の1行目11文字目から2行目23文字目まで、(3)の2行目9文字目から19文字目まで	不開示
	2 / 2	・個人特定情報 ・保護者への説明項目	開示
文書 2	—	1 事実の把握及び原因の分析のうち、1行目33文字目から3行目13文字目まで、4行目22文字目から5行目5文字目まで 2 課題及び再発防止のうち、3行目20文字目から4行目21文字目まで、6行目1文字目から27文字目まで及び7行目19文字目から8行目まで	開示
文書 3	1 頁	個人特定情報	開示
	3 頁	事案発生当日の経過のうち、下から5行目から2行目まで(事案発生時刻を除く)	開示
	4 頁	事案発生当日の経過のうち、上から9行目(事案発生時刻を除く)	開示
	4 頁	3 本件に係る調査の経過の内容のうち、1行目、2行目、3行目1文字目から13文字目まで、4行目から7行目まで、8行目1文字目から16文字目まで、9行目	開示

	<p>1 2 文字目以降，1 0 行目（9 文字目から1 3 文字目までを除く），1 1 行目 1 文字目から1 2 文字目まで，1 2 行目 6 文字目以降，1 3 行目（1 3 文字目から1 9 文字目までを除く），1 4 行目，1 5 行目，1 6 行目（9 文字目から1 3 文字目までを除く），1 7 行目から1 9 行目まで，2 0 行目（1 4，1 5 文字目を除く），2 1 行目（9 文字目から1 8 文字目までを除く），2 2 行目から2 7 行目まで</p>	
<p>5 頁</p>	<p>本件に係る調査の経過の内容のうち，1 行目，2 行目（9 文字目から1 3 文字目までを除く），3 行目から1 4 行目まで，1 5 行目（9 文字目から1 3 文字目までを除く），1 6 行目（9 文字目から1 1 文字目までと括弧内を除く），1 7 行目（1 4 文字目から1 7 文字目までと括弧内を除く），1 8 行目，1 9 行目，2 0 行目（9 文字目から1 3 文字目までを除く），2 1 行目，2 2 行目，2 3 行目（9 文字目から1 9 文字目までと括弧内を除く），2 4 行目，2 5 行目，2 6 行目（8 文字目から1 4 文字目までと括弧内を除く），2 7 行目から3 0 行目まで，3 1 行目（9 文字目から1 3 文字目までを除く），3 2 行目（9 文</p>	<p>開示</p>



	<p>字目から 1 3 文字目までを除く),  3 3 行目から 3 5 行目まで, 3 6  行目 ( 9 文字目から 1 3 文字目ま  でを除く), 3 7 行目, 3 8 行目  ( 9 文字目から 1 3 文字目まで  を除く), 3 9 行目, 4 0 行目</p>	
6 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件に係る調査の経過の内容の  うち, 1 行目 ( 9 文字目から 1 3  文字目までを除く), 2 行目, 3  行目, 4 行目 ( 9 文字目から 1 3  文字目までを除く), 5 行目, 6  行目 ( 9 文字目から 1 3 文字目ま  でを除く), 7 行目, 8 行目 ( 1  6 文字目から 2 0 文字目までを  除く), 9 行目, 1 0 行目, 1 1  行目 ( 9 文字目から 1 3 文字目ま  でを除く), 1 2 行目 ( 9 文字目  から 1 3 文字目までを除く), 1  3 行目から 1 6 行目まで</li> <li>・本件に係る調査の経過の月日の  うち, 1 6 行目の年月日及び曜日</li> <li>・個人特定情報</li> <li>・調査項目のうち, 質問 1 の内容</li> </ul>	開示
8 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人特定情報</li> <li>・アンケートの回答内容のうち,  アンケートの項目全て</li> </ul>	開示
9 頁	個人特定情報	開示
1 0 頁	2 4 行目から 3 9 行目まで ( 件数 を除く)	開示
1 1 頁	1 行目から 1 4 行目まで ( 件数を 除く), 1 6 行目から 2 3 行目ま で ( 件数を除く), 2 4 行目から	開示

	27行目までの鉤括弧内, 28行目, 33行目から37行目8文字目まで	
12頁	1行目27文字目から10行目25文字目まで, 11行目17文字目から13行目まで, 17行目から32行目まで	開示
13頁	3行目26文字目から4行目まで, 16行目5文字目から17行目まで, 20行目28文字目から21行目32文字目まで(19文字目から21文字目を除く), 23行目(13文字目から16文字目まで), 26行目から31行目まで(29行目7文字目から9文字目までを除く), 34行目から38行目まで(36行目1文字目から12文字目までと36行目34文字目から37行目5文字目までを除く)	開示
14頁	1行目, 4行目から11行目まで	開示
16頁	表題にかかる個人特定情報	開示

別表 3

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 7月28日	諮問
8月 4日	第1回審議
10月12日	併合(対象公文書が同一であるため)
11月18日	第2回審議
12月16日	第3回審議
平成29年 1月20日	第4回審議
2月17日	第5回審議

7月14日	第6回審議
8月31日	第7回審議
9月27日	第8回審議
10月27日	第9回審議
11月22日	第10回審議
平成30年 1月12日	第11回審議
2月27日	第12回審議
3月22日	第13回審議
4月24日	第14回審議
5月25日	第15回審議
6月27日	第16回審議
7月17日	答申